

農用地区域からの除外申出等に必要な書類

提出部数 次の書類を2部（1部コピー可）提出して下さい。サイズはA4版をお願いします。

なお、☆印の書類については産業振興課窓口や市のホームページに様式があります。

書 類 名	備 考	分家住宅	自己用住宅	農家住宅	農業用施設	店舗等	資材置場	駐車場	既存施設の 拡張	編入	交 付 先
申出書 ☆		○	○	○	○	○	○	○	○		
変更後の使用目的に係る資料 ☆	当該土地を選定した理由・経緯は詳細に（欄が狭い場合は別紙に記入し添付）	○	○	○	○	○	○	○	○		
登記事項証明書（土地）	全部事項	○	○	○	○	○	○	○	○		法務局
	閉鎖事項（昭和45年8月以前からの所有者がわかるものが必要）	○									
案内図	住宅地図を使用し申出地を赤で明記	○	○	○	○	○	○	○	○		
公図（写）	隣接地の公簿上の地目及び所有者を記入	○	○	○	○	○	○	○	○		法務局
配置計画図	縮尺 1/500 以上（道路・水路・排水計画・雨水枡等を記入）	○	○	○	○	○	○	○	○		
申出地の写真	申出地を赤で明記（全景がわかるように）	○	○	○	○	○	○	○	○		
住民票	「分家・自己用住宅」 申出者世帯全員	○	○	○	○	○	○	○	○		市民課
定款	申出者が法人の場合	○	○	○	○	○	○	○	○		
法人登記簿	申出者が法人の場合	○	○	○	○	○	○	○	○		法務局
隣地同意書等 ☆ （地目は公簿上で判断）	隣接地が農地（公簿上田畑）	○	○	○	○	○	○	○	○		
	隣接地が農地以外										
	同意書・所有者・耕作者が自筆で署名、押印（認印可）										
	事業計画説明報告書										
土地権利者同意書 ☆ （土地所有者・仮登記・抵当権者等）	申出者と土地権利者が異なる場合 実印で押印 印鑑証明（土地権利者）添付	○	○	○	○	○	○	○	○		
委任状	業者委託の場合 印鑑証明（申出者）添付	○	○	○	○	○	○	○	○		
農家証明書	申出者			○							農業委員会
戸籍簿謄本	土地所有者と申出者の関係がわかるもの	○	○								市民課
名寄せ帳等	土地所有者及び申出者の土地を全筆	○	○	○							税務課
借家賃貸借契約書（写）	申出者が借家に居住している場合 契約書がない場合 借家の登記事項証明書	○	○	○							
資格証明書等（写）	免許書、資格書、営業許可書等の写し				○	△					
取引証明（事業計画）	取引を証明できるもの 事業計画書				○	△					
施設等に係る資料 ☆	現在使用箇所の配置図と写真を添付			○		○	○				
個人営業届出済証明書	市内の個人事業の場合					○					税務課
納税証明書	市内の法人＝「法人市民税」・個人＝「市県民税」					○					税務課
既存施設の登記事項証明書（土地・家屋）								○			法務局
土地選定の経過 ☆	市街化区域、農業振興地域内外で選定を断念した理由を記入	○	○	○	○	○	○	○			

裏面もご確認ください。

1. お申し出になる前に「農用地区域からの除外の目的」、「除外の運用における基準」、「除外の6要件」について確認し、**除外の見込みがある場合のみ**お申し出をお願いします。
2. 事業計画等を事前に十分検討の上お申し出ください。特に開発行為を伴うものは**関係機関と事前に協議**の上お申し出ください。20年居住の親族の自己用住宅については、必ず事前に関係機関に**立地基準を確認**してからお申し出ください。**道路・水路の境界**については、事前に道路課に確認してください。
3. 除外のお申し出を受付した後、除外の見込みがないと判明した場合、**お申し出の取下げ**を行っていただきますので、あらかじめご了承ください。
4. 必要に応じて農地転用許可、開発許可、建築確認等の手続きが必要となり、**全ての手続きを終了するまで約1年半以上かかることがあります**。
5. 除外のお申し出は、個別案件ごとに受付していますが、市が行う関係機関との意見調整等は、締切日までの個別案件全体を1案件として調整を行います。そのため**個別での取り扱いはできませんので**、あらかじめご了承ください。
6. 登記事項証明書、印鑑証明書、戸籍謄本等の各種証明書及び写真等は申出日以前**3ヶ月以内**のものを使用してください。
7. 書類の提出等を書面にて代理委任されている場合でも、必要な際は、申出者等に直接問合せ等を行うことがあります。
8. その他、必要に応じて**その他の書類を提出していただく場合があります**。
9. 法令により、関係機関へ書類を提供しますので、あらかじめご了承ください。
10. 現地確認のため市の担当職員等が申出地や既存施設に立入り、写真撮影等を行いますので、あらかじめご了承ください。
11. 詳細については、産業振興課までお問い合わせください。

TEL 048-768-3111 内線232